

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 31 期青少年問題協議会 第 3 回定例協議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 4 年 1 月 26 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
開 催 場 所		委員：zoom によるオンライン会議
議 題		<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）「豊島区子ども・若者総合計画」及び施策の検証について</p> <p>（2）子ども若者総合相談事業について</p> <p>（3）コロナ禍における子ども家庭支援の取組について</p> <p>（4）（仮称）子ども・若者支援基金について</p> <p>3 閉会</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	野村武司、林大介、福田房子、目黒和子、根岸幸子、岡将太、御代恒、松田文子、西村浩、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子、石橋正史、根岸光洋、河原弘明、清水みちこ、薬師寺克範、高際みゆき、金子智雄
	関係理事者	保健福祉部長、子ども家庭部長、教育部長、治安対策担当課長、生活産業課長、学習・スポーツ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、生活福祉課長、健康推進課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、保育課長、保育政策担当課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長、指導課長、巢鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長（代理）
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1－1 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度） 令和 2 年度実施状況</li> <li>・資料 1－2 同【資料編】</li> <li>・資料 2－1 子ども若者総合相談（アシスとしま）実績報告</li> <li>・資料 2－2 「アシスとおはなし」概要</li> <li>・資料 3 令和 2 年度豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容</li> <li>・資料 4 豊島区児童相談所開設に向けた検討状況について</li> <li>・資料 5 「としま子ども若者応援プロジェクト」実施状況</li> <li>・資料 6 令和 3 年度「としま子ども会議」の実施について</li> </ul>
-------------	--

# 審 議 経 過

## 【開 会】

事務局より資料確認

## 【協議事項】

会 長 はじめに私のほうからご説明します。豊島区では平成 18 年に子どもの権利条例を制定しています。その時点では子どもに関するいくつかの計画が複数並んでいましたけれども、ちょうど平成 31 年度で計画が終了することから、豊島区子どもプラン、豊島区子ども若者計画、この前者には子ども・子育て支援事業計画が含まれていますので、事実上 3 つの計画を一つに統合する、子どもの権利のための総合計画、子どもの権利推進計画という条例に基づく計画の形をとることができました。それが策定されて、今日はその最初の実施報告ということになります。そういうことから、従来やっていた検証の方式を大きく変更することとしました。従来の計画の実施状況は、多くの区市町村が行っている子ども施策のほとんどは法律に基づいて実施されるのが現状で、法律ごとの実施状況というのが基本的な視点でした。もちろん法律に基づく実施状況も重要ではありますが、今回は、子どもの権利保障にとってはどうなのかということを地方自治的に、あるいは子ども推進計画の趣旨に即して実施状況の検証を行ったということに大きな特徴があります。その意味ではこれまでにない形であり、事業としては法律に基づいています。子どもの権利あるいは子どもの権利条例に基づく実施状況の検証というのは、全国的にみてもきちんとできているところが必ずしもないということをお話しすると、非常に先進的な取り組みをさせていただいたと思っております。初めてのことで充分と言い切れないところがあるかもしれませんが、そこはご指摘をいただきながら今後、精度の高いものにしていければと思います。

事 務 局 資料 1-1、1-2 説明

会 長 専門委員会を 4 回開いて、各所管課からの評価を検証しました。今回の大きな特徴は、それぞれの項目ごとに「青少年問題協議会からの意見」を記載していることです。専門委員会の委員で意見を出し、案としているものです。ここで確定できれば、「青少年問題協議会からの意見」として公表したいと思っております。ご意見いかがでしょうか。

副 会 長 現場の感覚から違和感があるところをお聞きできたらと思っておりました。専門委員会では、書き方や表現の整合性、今後のやっていくつもりという希望としてなのか、計画として実際にあることなのかの整理をいたしました。エビデンスを積み上げていくということは数値指標を出すにあたって大事なことで、このような作りにしたところは素晴らしいと思っておりました。

委 員 新型コロナウイルス感染症の中でそれぞれの事業が影響を受け、参加人数や実施規模があつて、その結果としての主管課の評価のところでは参加人数が減ったという中で、その一方で工夫がされている部分もあつて、今後も継続する中でオンラインを含めた取り組みを

進めて行くのかを次の課題としてとらえていくことが求められていると思います。対面でサポートしにくいところ、声をあげにくかったり、雰囲気を感じることができない中でどう繋がっていくのかが子ども若者の取組みでは求められていると感じました。

委員 虐待等をする親のケアが必要といつも思っていたのですが、先日、ドラマのセリフで「いじめる子ども病気なんだよ」という言葉がありました。いじめの被害者を守るだけでなく、加害者のケアといったことにも今後力を入れるべきかなと思ったので、盛り込めるところがあれば追加できたらよいなと思いました。

委員 新型コロナウイルス感染症がいつまで続くかわからないので、工夫していかなければならないと思いました。急に起こったことに対して、行政は一生懸命対処されたということは専門委員会で話している様子を見て感じました。コロナ禍で仲の良い家族はより仲良く、仲の良い家族は一層溝が深まるようなことを新聞記事で見たので、できれば前者のほうで行けるように、この青少年問題協議会もそういう方向に行けばいいなと思います。

委員 専門委員としてとても勉強になりました。豊島区の計画が子どもの権利を軸に作られていることも素晴らしいと思います。できた計画に対して見直しをしてこの冊子ができました。この冊子を多くの方に知っていただきたいです。多くの市民は、計画は行政が立てて実施していくものと思っていると思います。私もそうでした。ですが、計画の内容を見て、できていない部分があるならどんなふうに埋めていけば評価を「B」から「A」にあげることができるのかを市民と一緒に考えていくことによって、さらに子どもの権利が尊重される豊島区になるのではないかと思います。そうすることで、少子化のほかいろいろな問題が解決される突破口になればいいなと思います。たとえば42ページ(資料1-1)でD評価になっている事業は、区立図書館におけるヤング向けの取組、地域防災力向上事業は、足りない部分をどうしたら取り組めるかななどを市民と一緒に考えれば、容易に評価を「D」から「B」にあげるくらいはできるのではないのでしょうか。評価の低いものは今から取り組まないと、来年度の評価に繋がらないと思うので、出来たものをいろいろなところで共有する機会を作っていけたら良いと思います。

会長 ありがとうございます。コロナの問題は、当初は過渡的と思われた部分が、やや恒常的なものになりつつあり、事業所管課には、できなかったところはできなかったという報告で構わないし、その状況の中で工夫した点があれば指摘してくださいということで意見と評価をしていただきました。全体として、できない部分もありましたがいろいろなところで工夫がされた様子が窺えてとても良かったと思います。こういう状況も重要な資料ですので、貴重な評価になると思います。さて、専門委員会の委員から意見をいただきましたが、他に指摘があればお伺いしたいと思います。

委員 実施状況という初めての試みとコロナが重なったということで、従来のもものと比較ができないところがありますが、会長の仰るとおり、これからも精度の高い検証をしていくことでしたので、コロナの状況に合わせてながらやっていくことになると思いますが、私のところには、コロナになってからは、お子さんからは家庭の中でなかなか居場所がないというお話がありましたし、保護者の方からも孤独になってしまい、なかなか横のつな

がりが持てないというお悩みを伺いました。お話を聞くだけでも、かなり気が楽になりましたと表情が見違えるように良くなって帰っていくので、やはりつながりがコロナの難しい状況の中でも必要になってくるのだなと痛感しました。コロナの状況によって区でも工夫をしていますが、それが子ども達や保護者の方になかなか届いていないかもしれないというところがありますので、これから事業自体をどのようにコロナ禍において工夫してやっていくかは所管課にお任せするところがあるかと思いますが、実施状況を含めて、より多くの方に区の取組を啓発することがカギになるかと感じます。

会 長 ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。各所管の責任者の方からのご感想でも結構です。

事務局 今回初めての作業でございました。計画策定中には、計画事業には目標値をつけずに設定しておりましたが検証のためには目標値が必要ということで各所管と協力しながらやってきました。取りまとめをしている中で、コロナの影響でできなかったことについては、所管によっては「できなかったからDだ」、「できないながらも対面からオンラインに替えて実施したから参加人数は減ってしまったけれどCだ、Bだ」と、各所管課の評価がばらけることができました。各課で同じような基準で評価ができるように、できるだけ基準を共有して取りまとめができるようにしたいと思います。取りまとめ方法につきましてもご意見がありましたら、本日に限らず、ご意見を頂けたらと思います。今後ともよろしく願いいたします。

会 長 来年度以降もこういった検証が継続的に続くと思いますので、専門委員会のほうも精度の高いものにしていくつもりですので、所管課の方にも 豊島区の子ども若者のために少しでも寄与できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 資料2-1、2-2説明

会 長 アシスとしまの実績報告ということですが、子ども・若者育成支援推進法での「若者」が39歳までということで、幅広い年齢への対応が必要かと思いますが、相談の年齢別の統計はとっていますか？何歳くらいの方が多いですか？

事務局 令和2年度実績144名の内訳ですと、18歳未満が45名、18歳以上は99名でした。3分の1が18歳未満、3分の2が18歳以上ということになります。

会 長 できれば今後は、18歳未満、20代、30代くらいの区分で報告をいただくと良いかと思います。アシスとおはなしについても、小学生は低学年、中学年、高学年での数字がわかるといろいろ参考になることがあると思います。

事務局 アシスとしまで相談を受けている年代別件数につきましては、手元の資料では、高校生という区分で28件、18歳から24歳までの方が46件と件数が一番多くなっています。詳しい統計は取っていますので、次の機会にご報告いたします。タブレットを利用しての相談については、学年ごとの統計は取れない状況ですので、統計が取れるか検討したいと思

います。

会 長            このところ、生活保護をめぐって横須賀市の取組が報じられています。実際に大学生と接する立場としていろいろと相談が入ってきますが、困窮している学生は生活保護を受けられず、相当にリスクの高いアルバイトをしている学生もいます。危険な目に遭ったという意味での相談も受けたりしています。この相談事例から何ができるのかということ、横須賀市の事例を参考にしつつ繋いでいただければと思います。現場で他にも子ども若者に接している方は、ご意見いかがでしょうか。

委 員            アシスとしまにいろいろな相談が来ているということですが、ヤングケアラーという言葉が気になっております。コロナ禍で親御さんが体調を崩したりして、若い身でありながら介護をする状況のお子さんの相談を豊島区ではどのくらい把握しているのか教えてください。

子育て支援課長   ヤングケアラーというカテゴリでの統計を今まで取っていないため、実態の数字の把握はできておりませんが、要保護児童対策地域協議会の中では、似たようなケースのご相談をたくさんいただいております。養育困難なのかネグレクトなのかというケースが上がってきております。その中でも虐待や養育困難として受理しているケースがほとんどでしたので、そこからヤングケアラーにあたるのかどうかの抽出作業を始めようとしているところです。すぐに数字では表せませんが、実態としてはございます。

委 員            現場の立場から、小さなお子さん達が、子どもの生活をする前に、親御さんの介護だとか、日常生活の援護をするに至っていることを豊島区としても考えていただけたらいいなと思いました。

委 員            ヤングケアラーのことですが、外国籍の子ども達は、下の子が生まれると、親は働き、その子の面倒を上の子が見るというケースは多々あります。例えば土曜日の午後にやりたいことがあっても、赤ちゃんの面倒を見なければならぬので行けないという話はよく聞きます。また、外国の方ですが、お母さんの腎臓を移植したため、お父さんとお母さんが両方とも働きに行けません。ケアや書類の申請が中学生の子どもだけではできないので、地域の方が関わっておせっかいをして制度に繋いでいます。他にも、3兄弟の子のお母さんが病気で寝たきりになり、真ん中の子は高校に行けませんでした。高校生になってもお母さんが寝たきりでご飯を食べさせなければいけないということで門限が6時だったり、豊島区にはそういう中で暮らしている子どもがいることを共有させていただきます。

会 長            相談の窓口は、相談に来た人の話を聞くのも重要ですが、それと同時にその問題を解決できるかどうかということも重要です。そこから出てくる問題を政策に反映していくことも重要ですので、良いサイクルになっていけばいいかなと思います。その意味ではいろいろな問題を拾っていく入口でもありますので、いろいろな形で充実と反映をさせていただければと思います。

また、豊島区では現場にてNPOなどで尽力される方が多数いて、そういう方のご感想を聞くこともあるのですが、行政が用意するということは国が用意することに等しいです

が、そういう制度というものは使い勝手がなかなか良くないものだけど、豊島区は非常にオープンに話を聞いてくれたりと、他の自治体に比べてやりやすいところがあるという感想をいただいたりしています。行政としてできないこともあるかとは思いますが、ネットワークや連携ができればと思います。

事務局 資料3説明

会長 当面の間は子育て支援課で検討しているということでしたけれども、今後は仕組みをどうしていくのか、何か検討していることはありますか？

事務局 現在、子どもの権利擁護の仕組みについての豊島区の施策につきまして、区長の附属機関である豊島区子どもの権利委員会にてどうあるべきかを検証していただいております。諮問結果が令和4年3月に出る予定です。結果が出ましたら青少年問題協議会にもご報告いたします。

会長 今回の計画の実施状況報告でも触れられている点もありますが、今後の展開があるということかと思えます。外に目を向けると、この種の機関は、世田谷区、目黒区、西東京市、小金井市でできるでしょう。江戸川区は2月スタートになります。中野区も条例とともに整備を行っています。続々と都内でも整備が進んでいる状況ですので、意見交換、情報収集をして良い形のものに進めて行ったらよいかという感想をもっております。

委員 このような子どもの権利に関する仕組みができていくのは素晴らしいと思います。先程、アシスとおはなしで、子ども達の声を聞くとか、いじめのこととかも相談できるということで、おそらくこのタブレットは学校を通じて貸与しているものなので学校との連携もあると思います。権利擁護委員も学校と連携ができると、大人同士がちゃんと連携できていると、さらに有効になるのかなと思います。

会長 学校との連携の点で指導課からは何かありますか？

指導課長 子どもの権利擁護につながるところでいえば、学校は、人権教育を中心に行っておりますが、9教科指導の中でやっている教育ではなくて、全体の教育の中で取り組むというようにやっています。わかりやすいのは、道徳の授業の中で、人をどうやって尊重するかとか、人と人のかかわりということをやっているんで、道徳から入ったり、いろいろな活動の中で人と接することが増えるので、そういうことからやっているという状況です。自分自身の子どもの権利ということで意識させていかなければいけないということで、今年に関しては巣鴨小学校で実際に、子どもの権利のことを使いながら子ども達の学習を進めています。来年度に東京都の人権尊重教育推進校との連携で教育研究との連携でやっているところですが、豊島区独自ということを活かした一つのモデルケースとして、区内全体に周知をしていきたいと思えます。そこを通して、子ども達が幼いときから意識してもらうことが大切ですので、意識させながら、常にいらっしゃる方との関わり、委員の方々との関わり、学校に入っていたときに、自分が権利を意識する中でこういう方々に守られながら、そして自分たちが成長する中で守っていくのだという仕組みが少し時間をかけ

てできていけばよいなと考えています。

事務局 資料4説明

会長 新たな仕組みということで準備状況についてご報告いただきました。経験上、土日に対応してもらえないということが現在の児童相談所でもあって、金曜日に案件が発生しても対応は週明けになってしまうという、48時間ルールが形骸化している部分もあり、直近で経験しています。子どもは土日のほうが厳しい状況に置かれることがありますので、大変かと思いますが、充実させたものになれば良いなと思いました。

事務局 資料5説明

副会長 質問ですが、寄附をしてくださった方々は企業が中心ですか？どのような方か、参考までに教えてください。

事務局 区内事業者の方のほか、ふるさと納税サイトや区外の個人の方からの寄附もあります。ライス！ナイス！プロジェクトを通してこの事業を知り、現金を窓口に持ってきてくださった方もいたり、本当に様々な方からご寄附をいただいております。

委員 非常に良い取り組みだと思います。としま子ども若者応援プロジェクトは豊島区子ども・若者総合計画や豊島区青少年問題協議会の事業と有機的に結び付けていくことが非常に大切だと思います。4ページ（資料5）にある、事業選定委員会はどのようなメンバーで構成されていますか？

事務局 副区長を委員長として、町会連合会から推薦いただいた方、社会福祉協議会から推薦された方、育成委員会から推薦された方といったメンバーで構成されています。児童福祉に関する所管部課長も参加することがあります。

委員 非常に良い取り組みで期待しています。せっかく応援プロジェクトとしてあるものなので、ぜひもう少し広げてもらいたいと思います。どちらかというひとり親の支援に見受けられるので、子ども達の夢ややりたいことを応援するようなことにも出してもらえたらいいなと思います。優先することはあると思いますが、たとえば町をきれいにしたいという子どもたちがお花を植えることに対し、苗を支援するとか、誰もがやりたいと思うこと、豊島区のために、自分の街をよくするためにやりたいと思うことを支援する枠があったいいなと思います。

会長 子ども・若者応援基金ということなので、どういう方が決定しているのかというお話もありましたが、子ども・若者の意見を聞くことも大事なので、その点も重要視してもらえるとより良いものになるかなと思います。

委員 この事業は、冒頭でやっていた子ども・若者総合計画や実施状況にはまだ入っていないのでしょうか？

事務局 この事業自体が令和3年度開始の事業なので、令和2年度実施状況には入っていませんので、次年度から入ります。

委員 とても良い取組みなので、事業者さんを含めいろいろな方に入っていただきたいと思います。支援してくれた方に感謝状を出すなどやっているかと思いますが、メディア等活用してやっていただければ良いかなと思います。

委員 椎名町の町会で、スマイルフードパントリーを今回初めてスタートしました。町会の方から食糧を集めて、それをひとり親家庭に配布する活動です。今月16日から先着順で20世帯に期限を決めて配布するのですが、町会もこれから少しずつですがこういったことを地元でやり始めているのかなと思っています。地域の中では、私たちは子ども達や親御さんとお話をする機会がたくさんありますので、こういった会議で活字の資料として提示されるよりは、現場でお話をしながら情報収集をするというのが私たちの一番の利点だと思います。青少年のこれからの生活の安全を守るために、問題と称して考えていただいたこれらの資料ですけれども、これを地域の私たちが、地域の区民の皆さんにわかりやすい言葉で説明していかなければならないのかなといつも思うので、できれば自分がまず理解したうえで、それを地域や町会の皆さんにお届けできたらと思います。なので、もし資料をいろいろなところで出すのであれば、子どもの目線でわかりやすい書面をひとつ加えていただくとか、高齢者の皆さんにもわかるような言葉で支援の説明をした資料にしていけると良いかなと思います。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。子ども目線で取り組むことは大切だと思います。いままで青少年問題協議会の資料はホームページに掲載することができていませんでした。今後ホームページ等でも今回ご紹介した会議資料については載せていきたいと思いますので、ご活用いただければと思います。子ども達、区民の方、高齢者の方にも見やすい資料作りも心掛けていきたいと思っています。

事務局 資料6説明

会長 30名募集があつてこの状況下で16名に絞ったということで、参加してくれる子ども達は潜在的にいると思うので、今後の発展が望めると思います。

委員 コロナ禍で人数を絞ったということは解りますが、そうすると今後の子ども・若者総合計画での令和6年度目標の「30名」という目標値は変わるのでしょうか？

事務局 今回はコロナの影響もありまして人数を16人に限定させていただきました。コロナの状況を見ながら、多くの子ども達に発表の場を提供していただきたいので、目標値に近づけるように取り組んでいきたいと考えています。

野村会長 たとえば、場合によっては青少年問題協議会の専門委員会で意見交換をする機会を設けるなどのいろいろな方法が考えられます。形式的に議場で発表したということだけではなくて、なにか成果に繋がるようなことも含めて、多様に工夫ができると面白いかもしれな

いですね。コロナの状況の中で活動としては制限されているので、アイデアはあっても実現が難しいこともあるかもしれませんが、今後少しずつ進めることが大事な分野だと思いますので、よろしくをお願いします。区職員による職員ファシリテーターは良い仕組みだと思いました。豊島区は区内に大学がたくさんあることは恵まれていますので、大学生にも協力いただいて、少し年齢の近いお兄さんお姉さんによるファシリテートも良いかと思います。工夫可能な夢広がる企画だと思います。

会 長 議題は以上になりますが、全体を通してご意見やご感想、ご指摘はありますか？最初の議題では子ども施策の実施状況が新たなフェーズに入ったということで、今後それを充実させたものにしていくということが青少年問題協議会としても大きな課題になると思います。ぜひ他の資料についても、見ていただいてご意見をいただければと思います。事務局の方に議事を移したいと思います。

#### 【閉 会】

事 務 局 野村委員長、ありがとうございました。また、本日の議事につきましてご意見等がございましたら、お手元にございます意見票にご記入いただきまして、2月4日（金）までに事務局にお送りください。事務連絡は以上になります。

会 長 それでは以上をもちまして第31期青少年問題協議会第3回定例協議会を終了したいと思います。ご苦勞様でした。

以上